

## 第4期医療費適正化計画の見直しに係る背景

## 1. 特定保健指導

令和6年度からの「第4期 特定健診・特定保健指導」における主な見直し

## 特定保健指導

## アウトカム評価の導入

- 腹囲2cm・体重2kg減を達成した場合には、保健指導の介入量を問わずに特定保健指導終了とする等、成果が出たことを評価する体系へと見直し。
- 行動変容や腹囲1cm・体重1kg減の成果と、保健指導の介入と合わせて特定保健指導終了とする。保健指導の介入は、時間に比例したポイント設定を見直し、介入1回ごとの評価とする。

## 特定保健指導の見える化

- 特定保健指導の成果等について見える化を進め、保険者等はアウトカムの達成状況の把握や要因の検討等を行い、より質の高い保健指導を対象者に還元する。
- アウトカムの達成状況等について、経年的な成果の達成状況等を把握する。

## ICT活用の推進

- 在宅勤務や遠隔地勤務等の多様なニーズに対応することを促進するため、遠隔で行う保健指導については、評価水準や時間設定等は対面と同等とする。
- 保健指導におけるICT活用を推進するため、ICT活用に係る留意点を「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」や「標準的な健診・保健指導プログラム」で示す。

## 県の役割

(基本方針抜粋)

目標達成に向けた実施率の向上が図られるとともに、効果的・効率的な取組が実施されるよう、保険者の取組を支援。

# 第4期医療費適正化計画の見直しに係る背景

## 2. 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、

- 広域連合が実施する高齢者保健事業と市町村が実施する国民健康保険事業及び介護予防の取組を一体的に実施する取組が令和2年4月から開始。
- 広域連合は、その実施を構成市町村に委託することができる。

<全国の状況> ※一体的実施実施状況調査（令和4年11月時点）

- ・令和4年度の実施済みの市町村は1,072市町村、全体の約62%。
- ・令和6年度には1,667市町村、全体の約96%の市町村で実施の目途が立っている状況。
- ・令和6年度までに全ての市町村において一体的な実施を展開することを目指す。

<R5年度> ※8月末時点  
長野県：71市町村（92.2%）

### 県の役割 (基本方針抜粋)

一体的実施の支援のため、専門的見地等からの支援、好事例の横展開、広域連合や国保連と連携した事業の取組結果の評価・分析、医療関係団体等に対する広域連合と市町村への技術的な援助の要請等を実施。

### 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

#### 広域連合

- ・ 広域計画に、広域連合と市町村の連携内容を規定
- ・ データヘルス計画に、事業の方向性を整理
- ・ 事業実施に必要な費用を委託事業費として交付
- ・ 構成市町村にヒアリング
- ・ 構成市町村へのデータ提供
- ・ 構成市町村の事業評価の支援



委託

#### 市町村

- ・ 高齢者医療、国保、健康づくり、介護等庁内各部局間の連携体制整備
- ・ 一体的実施に係る事業の基本的な方針を作成
- ・ 一体的実施に係る事業の企画・関係団体との連携
- ・ 介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組の実施



# 第4期医療費適正化計画の見直しに係る背景

## 3. 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進

### 後発医薬品（ジェネリック医薬品）

< R4年度 >  
長野県：85.3%

- 使用割合が数量ベースでは現行の目標である80%に達している都道府県もある一方、金額ベースではまだ低い水準にあることや、供給不安が続いているといった課題がある。
- 国は、今後、骨太方針2021の「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」という政府目標を、金額ベース等の観点を踏まえて見直すこととしており、都道府県においては、第4期都道府県医療費適正化計画における後発医薬品の使用促進に関する数値目標を、新たな政府目標を踏まえ、令和6年度に設定することが考えられる。

### バイオ後続品（バイオシミラー）

本県の状況は、今後国からデータが示される予定

- バイオ後続品については、国において、令和11年度末までにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にするという目標が設定されたことを踏まえ、第4期医療費適正化計画の最終年度の令和11年度に、バイオ後続品に数量ベースで80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上に到達しているとする目標を設定することが考えられる。

※・バイオ医薬品とは、遺伝子組換え技術や細胞培養技術等を応用して、微生物や細胞が持つタンパク質（ホルモン酵素、抗体等）等を作る力を利用して製造される医薬品  
・現状（2021年度）では、バイオ後続品に80%以上置き換わった成分数は18.8%（3成分/16成分）

### 使用促進の取組

- ・ 差額通知の実施が使用促進の効果として確認されている。
- ・ フォーマジュラリ（医療機関等において医学的妥当性や経済性等を踏まえて作成された医薬品の使用方針）の策定の効果の一つとして、後発品の使用促進が期待されている。

### 県の役割

（基本方針抜粋）

保険者等による差額通知の実施の支援、  
フォーミュラリに関する医療関係者への  
周知をはじめとした必要な取組等を実施。

# 第4期医療費適正化計画の見直しに係る背景

## 4. 医薬品の適正使用の推進

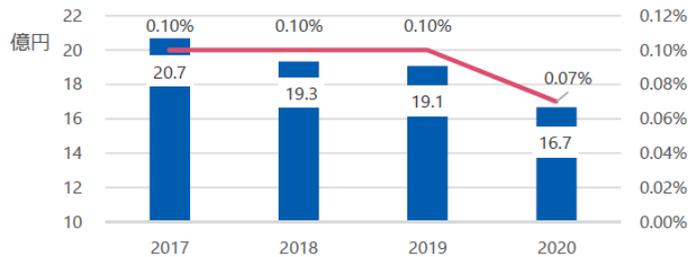
### 重複投薬・多剤投与の適正化

重複投薬・多剤投与のいずれについても、該当する患者が一定数おり、医療費適正化に向けて、更なる取組の余地がある。

- 令和5年1月から運用が開始された電子処方箋には、医療機関や薬局における重複投薬の防止等の効果が期待されている。
- 多剤投与について、第3期医療費適正化計画では15種類以上を基準としているが、第4期医療費適正化計画においては、「高齢者の医薬品適正使用の指針(H30.5)」における取扱いを踏まえ、高齢者に対する6種類以上の投与を目安として取り組むなど、取組の対象を広げることが考えられる。

○重複投薬者(※)に係る薬剤費と患者割合

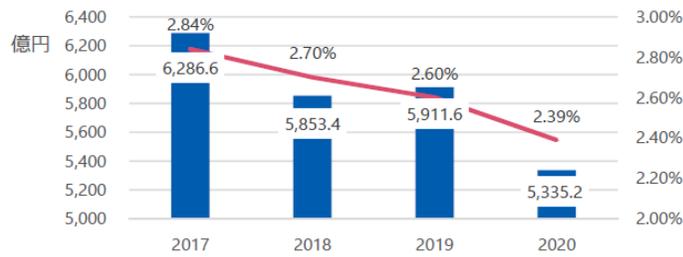
(※) 同月内に同一薬を3医療機関以上から処方された者



出典：NDBデータ（各年度）

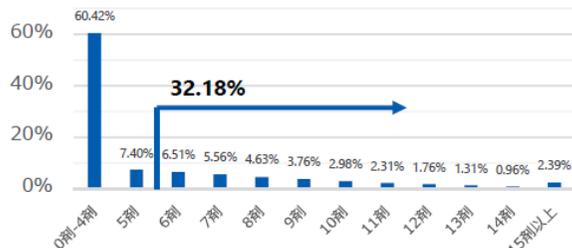
○多剤投与者(※)に係る薬剤費と患者割合

(※) 同月内に15種類以上投与された65歳以上の患者



出典：NDBデータ（各年度）

○65歳以上の患者の同月内処方薬種類数



出典：NDBデータ（2020度）

#### 県の役割

(基本方針抜粋)

普及促進。  
 組の支援や、医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋の  
 保険者等による重複投薬の是正に向けた取

# 第4期医療費適正化計画の見直しに係る背景

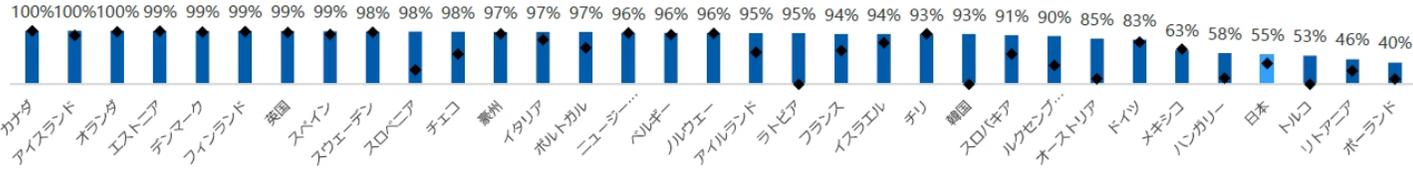
## 5. 医療資源の効果的・効率的な活用

➤ 医療資源の効果的・効率的な活用のために、地域ごとに都道府県や関係者が把握・検討を行い、適正化に向けた必要な取組を進めるべき事項として、以下を新たに位置付ける。

- ① 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療  
(例：急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌処方薬)
- ② 医療資源の投入量に地域差がある医療  
(例：白内障手術・化学療法の外来での実施、リフィル処方箋)

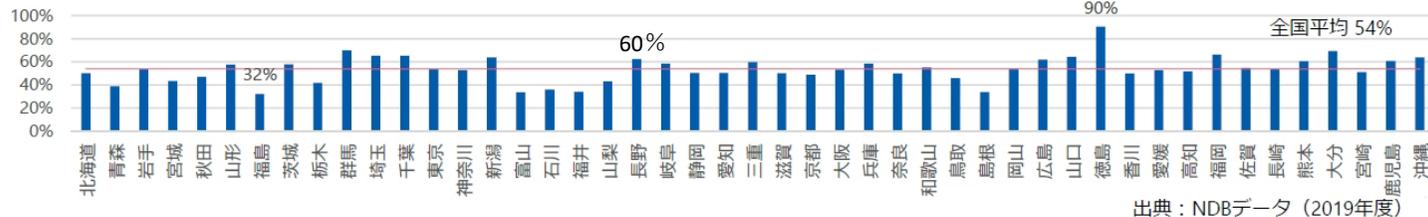
※ 但し、こうした医療サービスの提供は、患者の状態を踏まえた医師の判断及び患者の合意によりなされるものであり、一概に減少させればよいわけではない点には留意が必要。

○白内障手術の外来実施割合（OECD加盟国及び日本）



■ 2017 ◆ 2008 出典：OECD Health at a Glance 2021（日本のデータはNDBオープンデータより作成）

○白内障手術（水晶体再建術）の外来での実施割合（都道府県別）



## 県の役割

(基本方針抜粋)

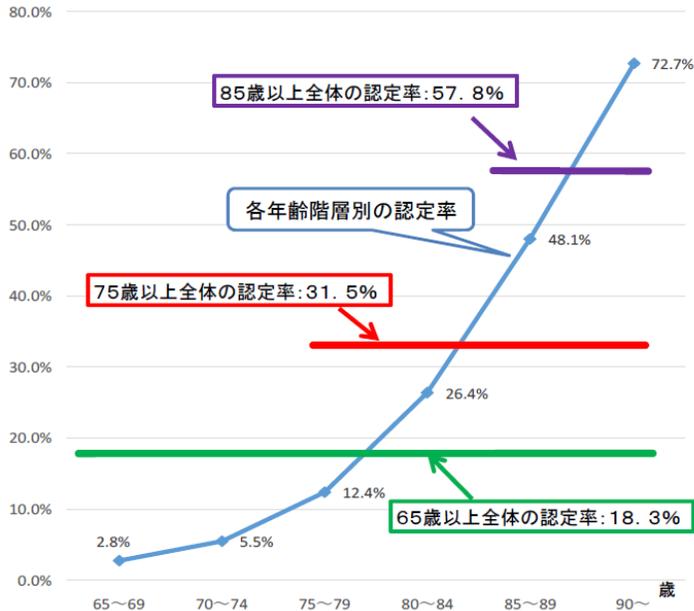
- 抗菌薬の適正使用について、国が提供するデータ等を用いた現状・動向の把握、住民や医療関係者に対する普及啓発等を実施。
- 薬物療法の外来実施について、地域医療介護総合確保基金を活用した、医師確保支援、施設・設備整備、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等を実施。

# 第4期医療費適正化計画の見直しに係る背景

## 6. 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進

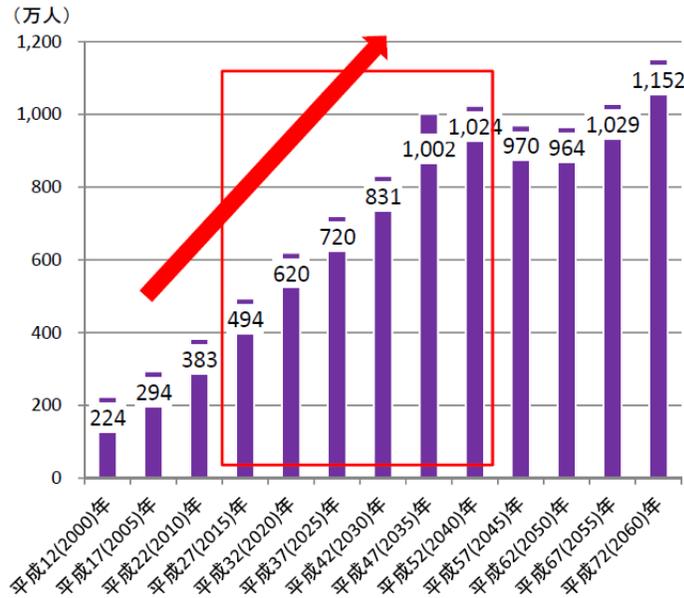
- 要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇し、特に、85歳以上で上昇する。
- 2025年以降、後期高齢者の増加は緩やかとなるが、85歳以上の人口は、2040年に向けて、引き続き増加が見込まれており、医療と介護の複合ニーズを持つ者が一層多くなることが見込まれる。

### 年齢階級別の要介護認定率



出典: 2020年9月末認定者数(介護保険事業状況報告)及び2020年10月1日人口(総務省統計局人口推計)から作成

### 85歳以降の人口の推移



出典: 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月推計)出生中位(死亡中位)推計  
実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按正した人口)

### 県の役割

(基本方針抜粋)

- 市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業の支援のため、管内の課題、必要なデータの分析・活用支援、管内の取組事例の横展開、関係団体との調整等を実施。
- 高齢者の骨折対策について、早期に治療を開始するための骨粗鬆症健診の受診率の向上、機能予後等を高めるための骨折手術後の早期離床の促進、介護施設等の入所者等を含めた退院後の継続的なフォローアップ、二次性骨折を防止するための体制整備等を実施。